

議案第78号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
の市長の専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年6月5日提出

川崎市長 阿部孝夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成21年 5 月 29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

25 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第14条第2項及び第15条第2項の規定の適用については、第14条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第15条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附則第3項及び第4項を削る。

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第3条 川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成3年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年川崎

市条例第59号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附則第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に係る必要な措置)

- 2 この条例の施行後、平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについて人事委員会から勧告等が行われたときは、市長は、当該勧告等の内容を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

第1条の規定による改正後の川崎市職員の給与に関する条例（以下この表において「新給与条例」という。）附則第25項の規定による読替え前の新給与条例第14条第2項	新給与条例附則第25項の規定による読替え後の新給与条例第14条第2項
第2条の規定による改正後の川崎市任期付職員の採用及び給与の特	新任期付職員条例附則第2項の規定による読替え後の新任期付職員

例に関する条例（以下この表において「新任期付職員条例」という。）附則第2項の規定による読替え前の新任期付職員条例第8条第2項の規定による読替え後の新給与条例第14条第2項	条例第8条第2項の規定による読替え後の新給与条例第14条第2項
新給与条例附則第25項の規定による読替え前の新給与条例第15条第2項	新給与条例附則第25項の規定による読替え後の新給与条例第15条第2項

（平成21年6月の議会議員の期末手当）

- 3 平成21年6月における川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）第6条の規定により川崎市特別職員給与条例の適用を受ける職員の例により支給される議会議員の期末手当に係る第3条の規定による改正後の川崎市特別職員給与条例（以下「新特別職員給与条例」という。）附則第4項の規定による読替え後の新特別職員給与条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の145」とあるのは、「100分の160」とする。

理 由

川崎市人事委員会から市議会及び市長に対してなされた平成21年5月18日付け意見の申出にかんがみ、一般職の職員の同年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講ずるため、並びに当該措置に関連して特別職の職員の期末手当について必要な措置を講ずるため、早急に川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため